

A県内で被災した国民は今後もA県内での生活が難しい
見込まれるため、国民のみ支給するというのが国籍要件を課した
理由とされている。しかし、外国人においてもA県内にこもり、
生活母を続ける者は存在する。そのため、外国人全般を支給
対象外とするのは、合理性を欠くと言える。

したがって、国籍要件を課す目的は必要不可欠とは言えない。

(5) 以上より、本件条例の条子は14条1項に反する。

2. 被告の主張

(1) 14条1項が列挙する事由に該当した場合、厳格に審査する
としても、国籍は自ら変更が効くものであり、「人種」とは異
なるものである。そのため、「人種」による差別に当たらない以上、
厳格に解する必要はない。また、震災後は国外へ移転する
外国人の可能性割合が高い以上、支給世帯の選定を促める
ための画一的処理の必要性から、外国人への支給は後退せ
ざるを得ない。

(2) そこで、目的が正当で、手段との間に合理的関連性がある
かどうかで判断する。

(a) 本件では、D県で見舞われた大震災の際の経過から
考えれば、震災後に帰国する外国人はA県内においても
多勢であることが想定される。そのため、A県内に残る可能
性がかなり高い国民を優先的に支援する必要があると
言える。したがって、外国人を支給対象外とする目的は正当で
ある。